

## 産地パワーアップ事業 都道府県事業実施方針

都道府県名 和歌山県

策定：平成28年4月25日

変更：平成29年3月24日

変更：令和元年5月22日

### 1 目的

環太平洋パートナーシップ協定等の国際情勢を踏まえると、今後、農産物の関税撤廃による輸入量の増加等により、国内外での競争激化が懸念される。そのような中、果樹・野菜・花き・水稲等の産地が創意工夫や地域の強みを活かしたイノベーションを促進することにより、農業の競争力強化を図る必要がある。

このため、本県の農業について、

- ・ 和歌山県長期総合計画
- ・ 果樹農業振興計画
- ・ 野菜振興計画
- ・ 花き振興計画
- ・ 水田フル活用ビジョン
- ・ 農業振興地域整備基本方針
- ・ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
- ・ 和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・ 人・農地プラン

等と整合させつつ、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援する。

## 2 基本方針

作物名	内容
果樹 (かんきつ類、うめ、かき、もも、すもも、キウイフルーツ、ぶどう、いちじく、びわ、なし、さんしょう等)	<p>当該作物について本事業で推進すべき方針については以下のとおり。            産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、果樹農業振興計画と整合させつつ、これらの方針を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減               <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産から流通における省力化・効率化に向けた取組を推進</li> <li>・施設栽培における省エネルギー生産体制への転換に向けた取組を推進</li> <li>・高品質果実の安定生産につながる資材等の導入による新たな生産体制を整備する取組を推進</li> <li>・カットフルーツやストレート果汁等高品質な果実加工品の製造に向けた取組を推進</li> <li>・集出荷施設の再編合理化を推進</li> <li>・樹園地の若返りのための植え替え(同一品種の改植)に係る取組を推進(対象品種は4②に記載。)</li> <li>・その他生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減に向けた取組を推進</li> </ul> </li> <li>○ 販売額の10%以上の増加               <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹園地の若返りのための植え替え(同一品種の改植)に係る取組を推進(対象品種は4②に記載。)</li> <li>・高品質果実や個性的果実の生産拡大やブランド化に向けた取組を推進</li> <li>・多様な販路の確保や流通形態に対応するための施設整備等の取組を推進</li> <li>・その他販売額の10%以上の増加に向けた取組を推進</li> </ul> </li> <li>○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること               <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組主体と実需者との間で取り交わす事前契約による安定的な販売体制構築の取組を推進</li> </ul> </li> <li>○ 農産物輸出の取組について               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出处出荷量又は出荷額の10%以上の増加</li> <li>イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出处出荷額の割合5%以上又は輸出处の年間出荷量10トン以上                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出处出荷量又は出荷額の増加のための取組を推進</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 労働生産性の10%以上の向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働時間の削減が図られる取組を推進</li> </ul> </li> </ul>

<p>野菜 (まめ類、果菜類、葉菜類、 根菜・莖菜類)</p>	<p>当該作物について本事業で推進すべき方策については以下のとおり。 産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、野菜振興計画と整合させつつ、これらの方策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産から流通における省力化・効率化に向けた取組を推進</li> <li>・施設栽培における省エネルギー生産体制への転換に向けた取組を推進</li> <li>・予冷・保冷施設等の整備による鮮度向上に向けた取組を推進</li> <li>・加工・業務用野菜の産地拡大に向けた取組を推進</li> <li>・その他生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減に向けた取組を推進</li> </ul> </li> <li>○ 販売額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・低コスト耐候性ハウスや高度環境制御装置等の導入による施設野菜の栽培を推進</li> <li>・加工・業務用野菜の産地拡大に向けた取組を推進</li> <li>・予冷・保冷施設等の整備による鮮度向上に向けた取組を推進</li> <li>・その他販売額の10%以上の増加に向けた取組を推進</li> </ul> </li> <li>○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組主体と実需者との間で取り交わす事前契約による安定的な販売体制の構築を推進</li> </ul> </li> <li>○ 農産物輸出の取組について <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加</li> <li>イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出向け出荷量又は出荷額の増加のための取組を推進</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 労働生産性の10%以上の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働時間の削減が図られる取組を推進</li> </ul> </li> </ul>
<p>花き (切り花、切り枝、切り葉、 花木、花壇苗、鉢もの、地被 植物類)</p>	<p>当該作物について本事業で推進すべき方策については以下のとおり。 産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、花き振興計画と整合させつつ、これらの方策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産から流通における省力化・効率化に向けた取組を推進</li> <li>・施設栽培における省エネルギー生産体制への転換に向けた取組を支援</li> <li>・予冷・保冷施設等の整備による日持ち・鮮度向上に向けた取組を推進</li> <li>・その他生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減に向けた取組を推進</li> </ul> </li> <li>○ 販売額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高度環境制御装置等の導入による生産性向上に向けた取組を推進</li> <li>・予冷・保冷施設等の整備による日持ち・鮮度向上に向けた取組を推進</li> <li>・その他販売額の10%以上の増加に向けた取組を推進</li> </ul> </li> <li>○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組主体と実需者との間で取り交わす事前契約による安定的な販売体制の構築を推進</li> </ul> </li> <li>○ 農産物輸出の取組について <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加</li> <li>イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出向け出荷量又は出荷額の増加のための取組を推進</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 労働生産性の10%以上の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働時間の削減が図られる取組を推進</li> </ul> </li> </ul>

水稲	<p>当該作物について本事業で推進すべき方策については以下のとおり。 産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、水田フル活用ビジョン等と整合させつつ、これらの方策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減<ul style="list-style-type: none"><li>・生産から流通における省力化・効率化に向けた取組を推進</li><li>・中心的経営体の機械作業の集約化を推進</li><li>・その他生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減に向けた取組を推進</li></ul></li><li>○ 販売額の10%以上の増加<ul style="list-style-type: none"><li>・高品質米の安定供給に向けた貯蔵・流通施設等の整備を推進</li><li>・その他販売額の10%以上の増加に向けた取組を推進</li></ul></li><li>○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること<ul style="list-style-type: none"><li>・取組主体と実需者との間で取り交わす事前契約による安定的な販売体制の構築を推進</li></ul></li><li>○ 農産物輸出の取組について<ul style="list-style-type: none"><li>ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加</li><li>イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上</li><li>・輸出向け出荷量又は出荷額の増加のための取組を推進</li></ul></li><li>○ 労働生産性の10%以上の向上<ul style="list-style-type: none"><li>・労働時間の削減が図られる取組を推進</li></ul></li></ul>
----	---

### 3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

- (1) 本事業の推進・指導  
産地パワーアップ事業の効果的な実施に向け、市町村と連携し、推進・指導にあたるものとする。
- (2) 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制  
産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査は、各地域協議会の構成団体である県又は市町村に属する補助事業に精通した者が実施することとする。  
また、本事業の計画審査を円滑に実施する観点から、地域協議会等の管内の関係者（県、市町村等）により事前審査体制を構築する。

### 4 取組要件

#### (1) 基金事業

##### ① 整備事業

対象作物	取組要件
果樹 (かんきつ類、うめ、かき、もも、すもも、キウイフルーツ、ぶどう、いちじく、びわ、なし、さんしょう等)	○補助対象施設 産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官依命令通知）（以下「実施要綱」という。）の別表のⅡ整備事業のメニュー欄に掲げる施設を助成対象とする。 なお、整備事業の実施の検討に当たっては、地域内に既存の産地基幹施設がある場合は、その利用を十分に検討する。また、再編利用に該当する場合、強い農業づくり交付金実施要領（産地合理化の促進の取組）に基づき、事業を実施することとする。
野菜 (まめ類、果菜類、葉菜類、根菜・茎菜類)	○取組要件 産地パワーアップ事業実施要領（平成28年1月20日付け生産第2391号27政統第490号生産局政策統括官通知）（以下「実施要領」という。）の別紙1、2及び3の要件を満たす取組を事業対象とする。 なお、産地基幹施設以外の施設整備については、同一取組主体事業計画における計画取組後の合計受益面積を、おおむね別紙4に掲げる規模以上とする。
花き (切り花、切り枝、切り葉、花木、花壇苗、鉢もの、地被植物類)	
水稻	

② 生産支援事業

対象作物	取組要件																												
<p>果樹 (かんきつ類、うめ、かき、もも、すもも、キウイフルーツ、ぶどう、いちじく、びわ、なし、さんしょう等)</p> <p>野菜 (まめ類、果菜類、葉菜類、根菜・茎菜類)</p> <p>花き (切り花、切り枝、切り葉、花木、花壇苗、鉢もの、地被植物類)</p>	<p>○補助対象となる取組 実施要領別紙1のI基金事業の1生産支援事業に掲げる取組を事業対象とし、具体的には以下のとおりとする。 なお、「TPP参加による和歌山県農林水産業への影響額」試算に基づき、影響が大きいと考えられる品目に関する取組を優先的に実施する。</p> <p>1 農業機械等の導入 ・補助対象機械等は、下記の機械又は設備とする。</p> <table border="1" data-bbox="459 336 1272 475"> <thead> <tr> <th>対象機械等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耕耘・整地用機械、施肥用機械、播種・移植用機械、防除・管理用機械、収穫用機械、乾燥・調製用機械、運送・搬送用機械、貯蔵用機械、その他省エネ・低コストに資する農業機械・設備等</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 生産資材の導入等 (1) 果樹の改植 ・助成対象とする品目及び品種</p>	対象機械等	耕耘・整地用機械、施肥用機械、播種・移植用機械、防除・管理用機械、収穫用機械、乾燥・調製用機械、運送・搬送用機械、貯蔵用機械、その他省エネ・低コストに資する農業機械・設備等																										
対象機械等																													
耕耘・整地用機械、施肥用機械、播種・移植用機械、防除・管理用機械、収穫用機械、乾燥・調製用機械、運送・搬送用機械、貯蔵用機械、その他省エネ・低コストに資する農業機械・設備等																													
<p>水稲</p>	<table border="1" data-bbox="459 619 2016 1506"> <thead> <tr> <th>対象品目</th> <th>品種</th> <th>選定理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">みかん</td> <td>宮川</td> <td>栽培面積の全国シェアが30%、県シェアが32%を占める競争力のある品種であり、需要に応じた生産量の維持が必要と認められる主要品種である。</td> </tr> <tr> <td>興津</td> <td>栽培面積の全国シェアが16%、県シェアが11%を占める競争力のある品種であり、需要に応じた生産量の維持が必要と認められる主要品種である。</td> </tr> <tr> <td>向山</td> <td>栽培面積の全国シェアが89%、県シェアが15%を占める競争力のある品種であり、需要に応じた生産量の維持が必要と認められる主要品種である。</td> </tr> <tr> <td>林</td> <td>栽培面積の全国シェアが85%、県シェアが12%を占める競争力のある品種であり、需要に応じた生産量の維持が必要と認められる主要品種である。</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">中晩かん類</td> <td>清見</td> <td>栽培面積の全国シェアが28%、県シェア(分母:中晩柑)が13%を占める競争力のある品種であり、需要に応じた生産量の維持が必要と認められる主要品種である。</td> </tr> <tr> <td>不知火</td> <td>栽培面積の全国シェアが8%、県シェア(分母:中晩柑)が12%を占める競争力のある品種であり、需要に応じた生産量の維持が必要と認められる主要品種である。</td> </tr> <tr> <td>はっさく</td> <td>栽培面積の全国シェアが58%、県シェア(分母:中晩柑)が47%を占める競争力のある品種であり、需要に応じた生産量の維持が必要と認められる主要品種である。</td> </tr> <tr> <td>ポンカン</td> <td>栽培面積の全国シェアが5%、産地の東牟婁地域においては樹園地面積の2割を占める主要品種である。特に串本町では「くしもとポンカン」のブランド化により他産地との差別化を図っており、引き続き一定の需要が見込まれることから、競争力のある品種と認められる。</td> </tr> <tr> <td>じゃばら</td> <td>県内で発祥・普及した品種であり、主産地の北山村では商標登録やネット販売等、村をあげてのブランド化に取り組むなど他産地と差別化されており、引き続き一定の需要が見込まれることから、競争力のある品種と認められる。</td> </tr> <tr> <td>ゆず</td> <td>主産地の古座川町において樹園地面積の5割を占める主要品種であり、大手飲食店との協働による「古座川産ゆず」を前面に出した飲料開発等、加工品を中心としたブランド化をすすめており、引き続き一定の需要が見込まれることから、競争力のある品種と認められる。</td> </tr> <tr> <td>うめ</td> <td>古城</td> <td>県内で育成・普及した品種であり、全国シェアは86%。小梅と南高の出荷谷間となる5月下旬に出荷が可能な早生品種であることや、外観の美しさから市場の高い評価を得ており、品種名を表示して取引されるなど、他の品種と差別化されている。引き続き一定の需要が見込まれることから、競争力のある品種と認められる。</td> </tr> </tbody> </table>	対象品目	品種	選定理由	みかん	宮川	栽培面積の全国シェアが30%、県シェアが32%を占める競争力のある品種であり、需要に応じた生産量の維持が必要と認められる主要品種である。	興津	栽培面積の全国シェアが16%、県シェアが11%を占める競争力のある品種であり、需要に応じた生産量の維持が必要と認められる主要品種である。	向山	栽培面積の全国シェアが89%、県シェアが15%を占める競争力のある品種であり、需要に応じた生産量の維持が必要と認められる主要品種である。	林	栽培面積の全国シェアが85%、県シェアが12%を占める競争力のある品種であり、需要に応じた生産量の維持が必要と認められる主要品種である。	中晩かん類	清見	栽培面積の全国シェアが28%、県シェア(分母:中晩柑)が13%を占める競争力のある品種であり、需要に応じた生産量の維持が必要と認められる主要品種である。	不知火	栽培面積の全国シェアが8%、県シェア(分母:中晩柑)が12%を占める競争力のある品種であり、需要に応じた生産量の維持が必要と認められる主要品種である。	はっさく	栽培面積の全国シェアが58%、県シェア(分母:中晩柑)が47%を占める競争力のある品種であり、需要に応じた生産量の維持が必要と認められる主要品種である。	ポンカン	栽培面積の全国シェアが5%、産地の東牟婁地域においては樹園地面積の2割を占める主要品種である。特に串本町では「くしもとポンカン」のブランド化により他産地との差別化を図っており、引き続き一定の需要が見込まれることから、競争力のある品種と認められる。	じゃばら	県内で発祥・普及した品種であり、主産地の北山村では商標登録やネット販売等、村をあげてのブランド化に取り組むなど他産地と差別化されており、引き続き一定の需要が見込まれることから、競争力のある品種と認められる。	ゆず	主産地の古座川町において樹園地面積の5割を占める主要品種であり、大手飲食店との協働による「古座川産ゆず」を前面に出した飲料開発等、加工品を中心としたブランド化をすすめており、引き続き一定の需要が見込まれることから、競争力のある品種と認められる。	うめ	古城	県内で育成・普及した品種であり、全国シェアは86%。小梅と南高の出荷谷間となる5月下旬に出荷が可能な早生品種であることや、外観の美しさから市場の高い評価を得ており、品種名を表示して取引されるなど、他の品種と差別化されている。引き続き一定の需要が見込まれることから、競争力のある品種と認められる。
対象品目	品種	選定理由																											
みかん	宮川	栽培面積の全国シェアが30%、県シェアが32%を占める競争力のある品種であり、需要に応じた生産量の維持が必要と認められる主要品種である。																											
	興津	栽培面積の全国シェアが16%、県シェアが11%を占める競争力のある品種であり、需要に応じた生産量の維持が必要と認められる主要品種である。																											
	向山	栽培面積の全国シェアが89%、県シェアが15%を占める競争力のある品種であり、需要に応じた生産量の維持が必要と認められる主要品種である。																											
	林	栽培面積の全国シェアが85%、県シェアが12%を占める競争力のある品種であり、需要に応じた生産量の維持が必要と認められる主要品種である。																											
中晩かん類	清見	栽培面積の全国シェアが28%、県シェア(分母:中晩柑)が13%を占める競争力のある品種であり、需要に応じた生産量の維持が必要と認められる主要品種である。																											
	不知火	栽培面積の全国シェアが8%、県シェア(分母:中晩柑)が12%を占める競争力のある品種であり、需要に応じた生産量の維持が必要と認められる主要品種である。																											
	はっさく	栽培面積の全国シェアが58%、県シェア(分母:中晩柑)が47%を占める競争力のある品種であり、需要に応じた生産量の維持が必要と認められる主要品種である。																											
	ポンカン	栽培面積の全国シェアが5%、産地の東牟婁地域においては樹園地面積の2割を占める主要品種である。特に串本町では「くしもとポンカン」のブランド化により他産地との差別化を図っており、引き続き一定の需要が見込まれることから、競争力のある品種と認められる。																											
	じゃばら	県内で発祥・普及した品種であり、主産地の北山村では商標登録やネット販売等、村をあげてのブランド化に取り組むなど他産地と差別化されており、引き続き一定の需要が見込まれることから、競争力のある品種と認められる。																											
	ゆず	主産地の古座川町において樹園地面積の5割を占める主要品種であり、大手飲食店との協働による「古座川産ゆず」を前面に出した飲料開発等、加工品を中心としたブランド化をすすめており、引き続き一定の需要が見込まれることから、競争力のある品種と認められる。																											
うめ	古城	県内で育成・普及した品種であり、全国シェアは86%。小梅と南高の出荷谷間となる5月下旬に出荷が可能な早生品種であることや、外観の美しさから市場の高い評価を得ており、品種名を表示して取引されるなど、他の品種と差別化されている。引き続き一定の需要が見込まれることから、競争力のある品種と認められる。																											

かき	富有	栽培面積の全国シェアが13%、県シェアが18%を占める競争力のある品種であり、需要に応じた生産量の維持が必要と認められる主要品種である。
もも	日川白鳳	栽培面積の全国シェアが12%、県シェアが16%を占める競争力のある品種であり、需要に応じた生産量の維持が必要と認められる主要品種である。
	白鳳	栽培面積の全国シェアが21%、県シェアが40%を占める競争力のある品種であり、需要に応じた生産量の維持が必要と認められる主要品種である。
	清水白桃	栽培面積の全国シェアが24%、県シェアが12%を占める競争力のある品種であり、需要に応じた生産量の維持が必要と認められる主要品種である。
	川中島白桃	栽培面積の全国シェアが6%、県シェアが10%を占める競争力のある品種であり、需要に応じた生産量の維持が必要と認められる主要品種である。
すもも	大石早生	栽培面積の全国シェアが28%、県シェアが68%を占める競争力のある品種であり、需要に応じた生産量の維持が必要と認められる主要品種である。
	サンタローザ	栽培面積の全国シェアが38%、県シェアが13%を占める競争力のある品種であり、需要に応じた生産量の維持が必要と認められる主要品種である。
	ソルダム	栽培面積の全国シェアが7%、県シェアが11%を占める競争力のある品種であり、需要に応じた生産量の維持が必要と認められる主要品種である。
キウイフルーツ	ヘイワード	栽培面積の全国シェアが11%、県シェアが99%を占める競争力のある品種であり、需要に応じた生産量の維持が必要と認められる主要品種である。
びわ	茂木	栽培面積の全国シェアが6%、県シェアが92%を占める競争力のある品種であり、需要に応じた生産量の維持が必要と認められる主要品種である。
さんしょう	ぶどうさんしょう	さんしょう栽培面積の全国シェアは56%。その大半を占めるぶどうさんしょうは県内で発祥・普及した品種であり、菓子メーカーとの協働による「和歌山県産ぶどうさんしょう」を前面に出した商品開発などブランド化を進めるとともに、他品種に比べて果皮の利用に適していることから特に香辛料や漢方薬としての引き合いが強く、引き続き需要が見込まれることから、競争力のある品種と認められる。

(2) 高収益作物、栽培体系への転換に必要な資材

対象資材	上限事業費（税抜き）
果樹棚	（資材費のみ、10aあたり）：350万円
パイプハウス	（資材費のみ、10aあたり）：650万円
高性能な被覆資材等	実勢価格

③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
果樹 (かんきつ類、うめ、かき、もも、すもも、キウイフルーツ、ぶどう、いちじく、びわ、なし、さんしょう等)	<p>○対象となる取組            実施要綱の別表のⅠ基金事業のメニュー欄の2効果増進事業に掲げる事業計画の策定及び農業機械の導入実証等に要する経費を助成対象とする。</p> <p>○助成対象経費            実施要領別紙1の3の(4)ア計画策定等に要する経費、イ農業機械等の導入に要する経費とする。</p>
野菜 (まめ類、果菜類、葉菜類、根菜・茎菜類)	
花き (切り花、切り枝、切り葉、花木、花壇苗、鉢もの、地被植物類)	
水稻	

(2) 整備事業

産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産省事務次官通知）及び産地パワーアップ事業実施要領（平成28年1月20日付け27生産第2391号、27政統第490号農林水産省生産局長、政策統括官通知）に基づき実施するものとする。



## 5 取組内容及び対象経費等の確認方法

○計画申請時には以下の資料により取組内容及び対象経費等を確認。

### I 基金事業

#### (1) 整備事業

- ・概算設計書、見積書等、事業費の根拠となる資料
- ・費用対効果分析
- ・施設の規模算定根拠
- ・位置、配置図、平面図
- ・施設の管理運営規定など
- ・前年度の青色申告書など（個人農業者の場合）

#### (2) 生産支援事業及び効果増進事業

- ・機械の利用計画、能力・台数などの算定根拠、見積書、カタログ、改植実施園の位置図（改植の場合）など

### II 整備事業

#### 1 計画申請時

##### (1) 整備事業

- ①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④位置、配置図、平面図、⑤施設の管理運営規程など
- ⑥前年度の青色申告書（農業者の場合）

#### 2 請求時

##### 整備事業

- ・出来高設計書 など

(注) 産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産省事務次官通知）及び産地パワーアップ事業実施要領（平成28年1月20日付け27生産第2391号、27政統第490号農林水産省生産局長、政策統括官通知）に基づき実施するものとする。

6 産地パワーアップ事業計画の認定の優先順位の設定方法

県事業計画に位置づける産地パワーアップ計画の認定に当たっては、以下のポイント制により合計ポイントの高い順から優先順位を定めるものとする。  
 なお、ポイントが同点の場合、成果事業は、①成果目標ポイント、②取組主体数、③面積の多い計画から採択し、生産支援事業は、①重点取組、②重点品目、③取組主体数の多い計画から採択する。

○整備事業の場合

区分	ポイント
成果目標	<p>次の成果目標の中から、いずれか1つを選択すること。                      (整備事業で産地基幹施設の整備を行う場合は、ポイントを2倍とする。)</p> <p>① 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減</p> <p style="text-align: right;">▲10%以上 . . . . . 3ポイント                      ▲15%以上 . . . . . 4ポイント                      ▲20%以上 . . . . . 5ポイント                      ▲25%以上 . . . . . 6ポイント                      ▲30%以上 . . . . . 7ポイント</p> <p>② 販売額の10%以上の増加</p> <p style="text-align: right;">+10%以上 . . . . . 3ポイント                      +15%以上 . . . . . 4ポイント                      +20%以上 . . . . . 5ポイント                      +25%以上 . . . . . 6ポイント                      +30%以上 . . . . . 7ポイント</p> <p>③ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</p> <p style="text-align: right;">+10%以上 . . . . . 3ポイント                      +15%以上 . . . . . 4ポイント                      +20%以上 . . . . . 5ポイント                      +25%以上 . . . . . 6ポイント                      +30%以上 . . . . . 7ポイント</p> <p>④ 輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加</p> <p style="text-align: right;">+10%以上 . . . . . 3ポイント                      +15%以上 . . . . . 4ポイント                      +20%以上 . . . . . 5ポイント</p> <p>⑤ 労働生産性の10%以上の増加</p> <p style="text-align: right;">+10%以上 . . . . . 3ポイント                      +15%以上 . . . . . 4ポイント                      +20%以上 . . . . . 5ポイント</p>
取組主体数	<p>地域協議会内における当該作物販売農家数に占める取組主体の割合</p> <p style="text-align: right;">10%以上 . . . . . 3ポイント                      15%以上 . . . . . 4ポイント                      20%以上 . . . . . 5ポイント</p>
面積	<p>産地パワーアップ事業実施要領別紙4で要件とされている面積に対する割合</p> <p style="text-align: right;">100%以上 . . . . . 3ポイント                      120%以上 . . . . . 4ポイント                      140%以上 . . . . . 5ポイント</p>
コストパフォーマンス	<p>国費 / 成果目標ポイント</p> <p style="text-align: right;">= 1億円以上2億円未満 . . . . . 1ポイント                      = 0.5億円以上1億円未満 . . . . . 3ポイント                      = 0.5億円未満 . . . . . 5ポイント</p>

○生産支援事業の場合

区分	ポイント
成果目標	<p>次の成果目標の中から、いずれか1つを選択すること。</p> <p>① 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減</p> <p style="text-align: right;">▲10%以上 . . . . . 3ポイント ▲15%以上 . . . . . 4ポイント ▲20%以上 . . . . . 5ポイント</p> <p>② 販売額の10%以上の増加</p> <p style="text-align: right;">+10%以上 . . . . . 3ポイント +15%以上 . . . . . 4ポイント +20%以上 . . . . . 5ポイント</p> <p>③ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</p> <p style="text-align: right;">+10%以上 . . . . . 3ポイント +15%以上 . . . . . 4ポイント +20%以上 . . . . . 5ポイント</p> <p>④ 輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加</p> <p style="text-align: right;">+10%以上 . . . . . 3ポイント +15%以上 . . . . . 4ポイント +20%以上 . . . . . 5ポイント</p> <p>⑤ 労働生産性の10%以上の増加</p> <p style="text-align: right;">+10%以上 . . . . . 3ポイント +15%以上 . . . . . 4ポイント +20%以上 . . . . . 5ポイント</p>
取組主体数	<p>地域協議会内における当該事業を実施する取組主体数</p> <p style="text-align: right;">5~10人未満 . . . . . 3ポイント 10~20人未満 . . . . . 4ポイント 20人以上 . . . . . 5ポイント</p>
面積	<p>地域協議会内における当該事業の受益面積</p> <p style="text-align: right;">0.5~2ha未満 . . . . . 3ポイント 2~5ha未満 . . . . . 4ポイント 5ha以上 . . . . . 5ポイント</p>
コストパフォーマンス	<p>国費 / 成果目標ポイント</p> <p style="text-align: right;">=200万円超 . . . . . 1ポイント =100万円超200万円以下 . . . . . 2ポイント =100万円以下 . . . . . 3ポイント</p>
重点品目	<p>キウイフルーツ、トマト、いちご、すいか . . . . . 1ポイント</p> <p>ブロッコリー、ピーマン、レタス . . . . . 2ポイント</p> <p>米、温州みかん、ぶどう . . . . . 3ポイント</p> <p>中晩かん類 . . . . . 3ポイント</p>
重点取組	<p>果樹の改植（同一品種） . . . . . 5ポイント</p>

## 7 取組主体助成金の交付方法

和歌山県補助金交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号）及び和歌山県産地パワーアップ事業補助金交付要綱（以下「県交付要綱」という。）に基づき、原則、市町村又は地域協議会を経由して取組主体助成金を交付する。

## 8 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体に対して、事業実施前に周知すべき主な重要事項を以下のとおりとし、地域協議会等を通じて周知するものとする。

また、取組主体は、下記事項とともに、実施要綱、実施要領、県補助金等交付規則、県産交付要綱等に基づき、適正な事業執行に努めることとする。

### （1）契約に当たっての条件

事業実施に当たっては、原則、一般競争入札に付することとし、その手法等については県交付要綱に準ずるものとする。

リース方式による農業機械等の導入での機種選定に当たっては、取組主体の機械利用計画面積等を勘案し、過剰なものとならないよう留意する。また、事業者の選定に当たっては、適正な事業費の確保を図るため、原則として一般競争入札により事業費の低減を図る。やむを得ない事由があると県が認める場合に限り、県が指定する見積もり合わせ等の方法で実施することとする、

リース方式による農業機械の導入に当たり、リース事業者の選定では、過去3ヶ年においてリース取扱実績を有する者とする。

### （2）助成金の返納

事業要件を満たさないこと等が判明した場合は、産地パワーアップ事業業務方法書第8条により、県を通じて基金管理団体に助成金を返還しなければならない。

### （3）補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納

補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返還命令を受けたときは、これを基金管理団体に返納しなければならない。

### （4）財産の管理及び財産処分の制限

本事業により取得した財産は、県交付要綱第6条の（5）に基づき、本事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従い、効率的な運用を図らなければならない。

取組参加者が本事業により取得した財産を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、産地パワーアップ事業業務方法書第13条により、その全部又は一部を納付させることがある。

また、同条（6）減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）において、事前の承認を受けずに補助金交付の目的に反して財産処分してはならない。

### （5）取組主体事業計画の評価

実施要領第16の1に基づき、目標年度の翌年度において、取組主体事業計画に定められた目標年度の取組目標の達成状況を自ら評価し、その目標年度の翌年度の6月30日までに、地域協議会長に報告するものとする。

なお、果樹の改植については、事業実施年度から5年度目に、中間的な評価を実施するものとする。

## 9 その他

産地パワーアップ計画での成果目標の設定に当たっては、対外的に説明可能な算定方法に基づくものとし、すべての取組主体事業計画が産地パワーアップ計画の目標達成に不可欠であることを確認することとする。また、成果目標に対する達成度の評価に当たっては、目標設定時と同じ算定方法により同じ農家等を対象として調査を実施する。